

有識者として重点戦略会議や経済財政諮問会議、男女共同参画会議の専門調査会の座長等で構成されている。

トップ会議は、今後、各会議とも連携をとりながら議論を進め、平成19年内を目途に憲章や行動指針を策定することとしている。

第2節 子育て支援サービスをめぐる今後の方向性

1 今後の人口構造の変化と地域・家族をめぐる課題

(地域・家族をめぐる課題)

前節でも述べたように、国民一人ひとりが労働者として仕事上の責任を果たしつつ、生活者として家族生活など個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とする「ワーク・ライフ・バランス」の実現が少子化対策における最優先課題となっている。このような認識のもと、地域・家族をめぐる課題を考えると、「多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐって様々な選択ができるような環境整備が進められる動きの中で、どのような選択をとったとしても、子どもの成長を育むという家族の機能が果たされるよう、地域が家族を支援する体制を構築すること」と整理できる。

このため、多様な働き方の選択と、結婚や出産・子育てとが、二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援のサービス基盤を整備していくことが求められている。

また、家庭における子育ては、どのようなライフスタイルを選択していたとしても、すべての人に共通する営みであるが、これまで家族の役割に委ねられ、支援の必要性の十分な認識が共有されてこなかったため、特に、専業主婦の育児不安が強いままの状態が続いている。地域における人のつながりが希薄化する中で、家庭における子育てを地域が支え、子どもの育ちを保障する体制の構築の必要性が高まっており、また、このような支援は、専業主婦に限らず、多様な働き方で就労する男性にも、女性にも、共通する課題であり、企業を含めた地域社会全

体での取組が求められている。

さらに、近年、児童虐待が増加しているが、その背景には、子育ての孤立化の深まりや、子育て家庭を取り巻く経済的な状況の不安定化、様々な障害のある子どもに対する社会的支援の不足等がある。「すべての子ども、すべての家族を応援する」という観点からは、こうした様々な事情により困難な状況にある子どもや家族への支援についても、地域における子育て支援の延長線上の課題として取り組まなければならない。

このように、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、子育て中の人もそうでない人も含めて地域全体で支えていくということが、今日の地域・家族をめぐって取り組むべき課題となっている。また、こうした取組は、地域社会の構成員が力をあわせる中で営まれる活動であり、地域コミュニティの再生につながるという意味からも重要である。

(世帯構成や地域社会の姿等、生活の状況の変化)

特別部会の議論の整理では、新人口推計にみられる人口構造の変化は、単なる人口減少にとどまらず、社会経済の状況や世帯の状況、地域社会の姿などにも大きな影響を与えることが指摘されている。

2055(平成67)年には、50歳代以上の者の属する世帯のうち4割以上が「単身かつ無子世帯」となることも想定されるが、単身世帯は、世帯員相互のインフォーマルな支援が期待できないことから相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、社会システムによる支

援がより必要であり、経済的にも可処分所得減少の影響を受けやすい。こうした単身世帯の増大は、介護問題をはじめとした支援を要する世帯の増大や負担能力の減少など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

同様に、毎年の出生数は、2030（平成42）年には約70万人、2055年には50万人弱となる見通しであり、通常地域社会において平日昼間に目にする子どもの数は少なくなり、地域社会の支え手も相当部分が高齢者になることが想定される。

また、子どもの立場でも、「仲間と一緒に豊かに育つ」という健全な育成環境が確保されなくなるおそれがあり、社会全体としても、文化の継承者が少なくなり、未来への希望が持ちにくくなることが懸念される。

また、父親が長時間労働等により子育てに十分時間をかけることができない職場環境や、家庭・地域における子育てに対するサポートが十分受けられない状況が続けば、育児不安や孤立感を持つ母親の数が増加し、その影響を受ける子どもの心の問題も深刻化する可能性がある。

今後、このような世帯や地域社会の姿、暮らしの変化を踏まえ、地域における子育て支援の在り方を検討していくことが求められている。

2 家庭における子育て・親子関係への支援、地域の様々な主体による子育てへの配慮（夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い）

特別部会の議論の整理において示されている各種の調査・研究結果によると、子どものいる世帯で夫の家事・育児の分担度合いが低い場合に、出産意欲が弱まり、また、夫の労働時間が長いと家事・育児参加が減少する結果となっており、家事・育児の分担とワーク・ライフ・バランスが裏表の関係になっている。前節で見たとおり、我が国の男性の家事・育児時間は、他の先進諸国と比べて極めて短い、既婚男性の

ワーク・ライフ・バランスに関する希望をみると、約8割が家事（育児）・プライベートを仕事と同等以上にしたいという希望を持っている（第1-3-6図参照）。

また、夫の家事・育児の分担は妻の就業継続とも密接に関係しており、夫の育児遂行率が高い夫婦の方が、妻の継続就業割合が高い結果となっている。

男性の育児分担が非常に少ない現状の中で、母親の育児不安の程度が高まると出産意欲が弱まる結果となっている。子どもが1人いる父親についてみても、母親ほど顕著ではないがおおむね同様の関係がみられる。

また、父母ともに、配偶者の育児や子どもとの関わりに対する満足度が高い場合には育児不安は低くなる、保育所・幼稚園から母親に対するサポート度が高いほど育児不安は低くなる結果となっており、育児不安の軽減のためには家庭内あるいは地域の育児を支えるサポートの充実が重要と考えられる。

（地域子育て支援の基本的なメニューの面的な整備）

専業主婦（夫）や育児休業中の者、短時間勤務など多様な働き方で就労しながら子どもと関わる時間を持つ者など、個々人が選択するライフスタイル、ライフサイクルに合わせて、すべての家庭に共通する家庭における子育て、あるいは親子関係への支援体制を構築することが必要である。

各種の子育て支援事業に関しては、各地方公共団体で次世代育成支援行動計画が策定され、計画的な整備が進められつつあるが、各市町村における整備状況には地域差も大きく、国全体で打ち出されている各種の支援メニューが、個々人の生活圏の単位では必ずしも利用可能な状態にはなっていない。

近年、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対する「生後4か月までの全戸訪問事業」

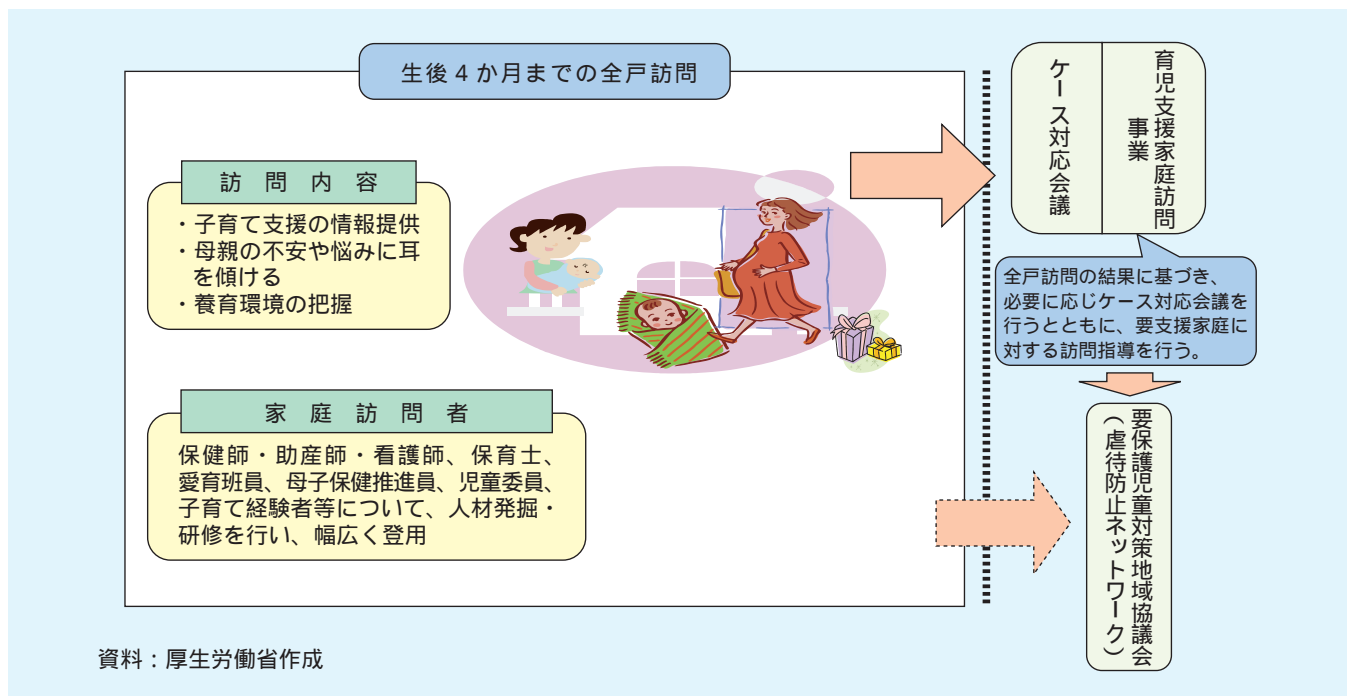
(こんにちは赤ちゃん事業)³⁾(第1-3-12図)子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」⁴⁾、専業主婦(夫)や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」⁵⁾、養育支援が必要な家庭に対する「訪問支援」をはじめとした継続的な支援を進めているところであるが、さらに地域子育て支援の基本的なメニューとして位置づけ、子育て家庭の生活圏ごとに、面的に整備していくことが必要である。

また、身近な地域において親の多くが集まる機会を活用して学習機会や情報を提供するなど、きめ細かな家庭教育への支援が必要である。

(当事者主体の取組の重視)

地域の子育て支援を進めていくに当たっては、親の子育て負担の軽減という観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる中で、親の役割の肩代わりではなく、父親・母親がともに協力し、主体的に参画していくことを促すことが重要である。NPO等による特定の課題解決に向けた取組や、自治会等地域の住民組織による子育て支援活動などが展開されつつあるが、このような子どもを育む地域住民のつながりの構築と人材の育成を図り、これらと行政とが協働して子育て支援活動を展開する中で、地域の人々のつながりに支えられ、親が

第1-3-12図 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業。平成19年4月より実施。)の概要



- 3 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
- 4 地域における子育て支援の拠点となるつどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業については、昨年6月の「新しい少子化対策について」の決定を受け、「子ども・子育て応援プラン」では、2009(平成21年度)までに6,000か所整備とされていた目標を本年度(平成19年度)に前倒して実施することとされ、このため、児童館の活用も図り、新たに「地域子育て支援事業」(「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」)として再編し、それぞれの機能を活かしながら、地域子育て支援拠点の整備の拡充が図られている。
- 5 従来の保育所での一時保育や特定保育(親の就労形態の多様化等に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービス)に加えて、在宅子育て家庭でも駅周辺、商業施設内などの利便性の高いところなどで利用できる一時預かりサービス。

自ら学び育ち、つながりの輪に加わっていくことを基本に置いた「当事者主体」の事業展開を図っていくことが必要である。

コラム

子育ての楽しさや悩みの分かちあいを通じた地域のつながり

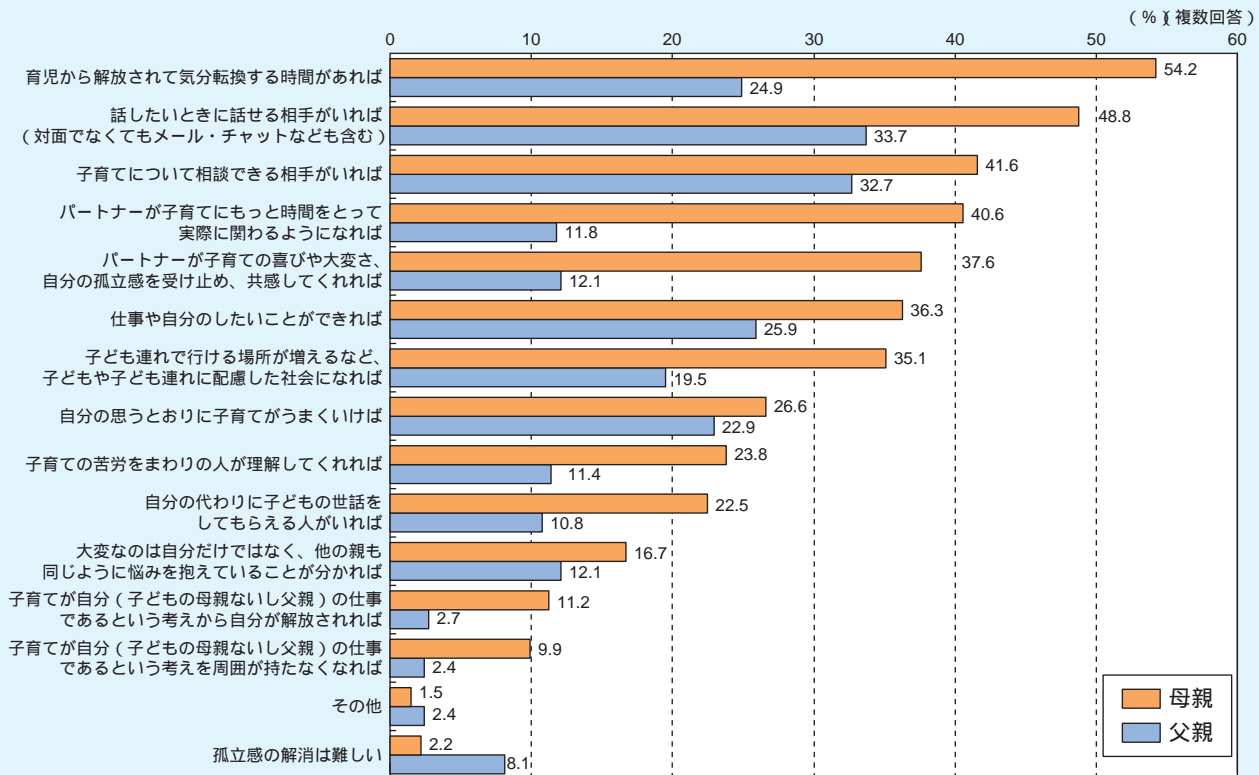
少子化の背景の一つとして、最近の都市化や核家族化に加え、地域の人間関係の希薄化等による子育て中の親（特に母親）の育児への不安感や負担感の増大、育児の孤立化があげられるが、育児の孤立化の問題は何も都市部だけの問題とは限らない。秘境の地といわれる熊本県の旧泉村（2005（平成17）年7月の合併により現在は八代市泉町。）は、人口2,529人（年少255、老年962）、面積266.59km²、出生数11人の村であるが、2005年から「つどいの広場」が設置されている。

広場を利用する方の声として「近所に同年代の子どもを持つ母親がいない」「市の中心部から離れているので、育児サークルや育児の講習会等への参加が困難」であったので非常に助かるといった声が聞かれる。また、つどいの広場事業に取り組んでいるスタッフの方の話では、「絵本の読み聞かせなど地域の方にもボランティアで参加してもらい、子どもたちの成長を気にかけていただいている」、「つどいの広場での活動の様子をケーブルテレビで放映しているので、泉町の子どもたちの姿を見ることができ、地域のお年寄りも楽しみにしている。また、今では隣町から遊びに来る親子もいて、子どもも大人も喜んで通っている」との声が聞かれる。

財団法人こども未来財団「平成18年度 子育てに関する意識調査」によれば、子育てに対する孤立感を解消するには、「子育てについて相談できる相手がいれば」、「大変なのは自分だけではなく、他の親も同じように悩みを抱えていることが分かれば」との意見が多い。また、この調査報告書によると、つどいの広場・子育てサロンを利用している母親ほど自分自身への子育てへの満足度も高い結果となっている。ただし、満足度の高さは親仲間の交流やつどいの広場・子育てサロンの利用による「効果」だけではなく、むしろ、子育てに前向きで自分自身の子育てに満足している母親は、外部とのコミュニケーションにも積極的であり、子育て仲間や協力者を見つけてますます子育てを楽しむことができる、というプラスの循環が起こっているのではないかと分析がなされている。

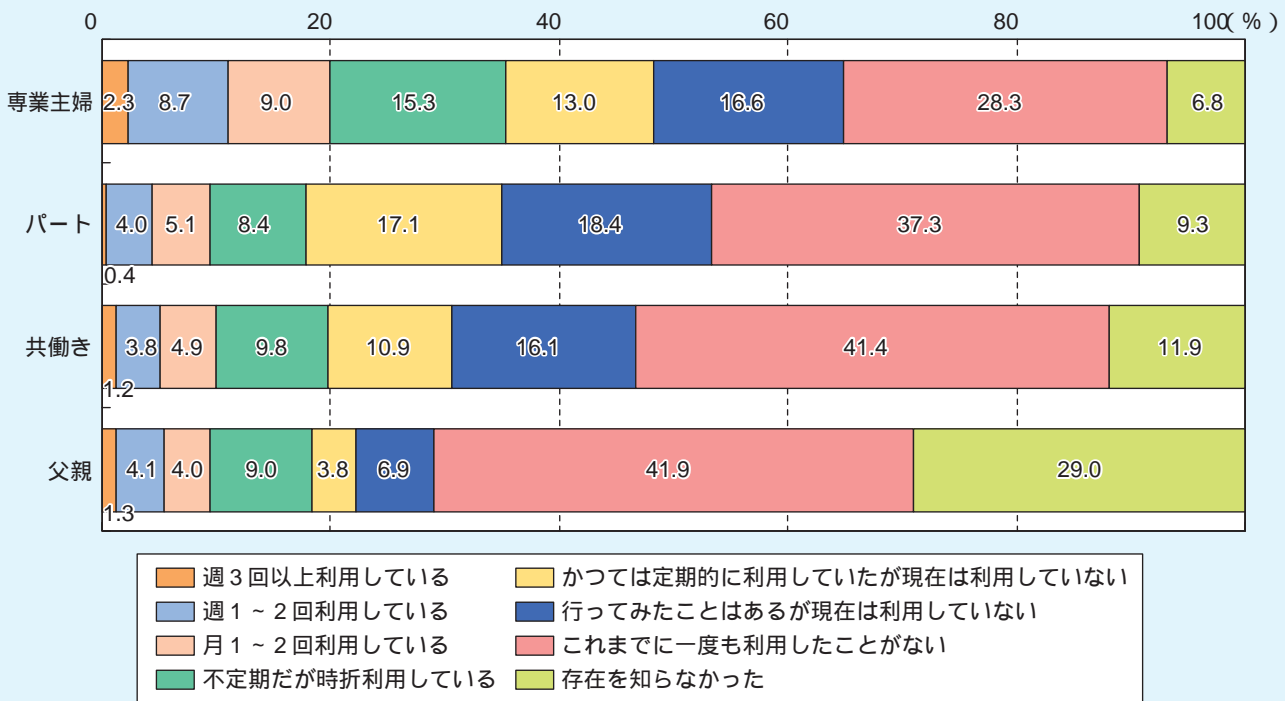
子どもが幼稚園・小学校に入ると子どもを通じた親同士の交流により、地域の様々な情報が得られるようになるが、それ以前の子どもが0～3歳くらいの子育て期間では、社会全体で子どもの数が減っていく中、同年代の子どもを周りで探すことも難しく、また、母親は他の地域から嫁いできた場合も多く、夫婦がともにその地域の出身であるとは限らない。周りに親戚や頼れる知人もおらず、市役所や保育所、保健所等の公的機関に相談するのも躊躇され、なかなか地域にとけ込めないまま孤立して子育てをしているのは、都市部も過疎地域も変わらない子育て風景である。地域の子育て支援拠点施設（つどいの広場、地域子育て支援センター等）は、子育て中の親子が気軽に集い、そこで地域の子育て支援に関わる様々な人（子育て支援経験のある高齢者、児童民生委員、母子保健員等）や、公的機関の者（保育士、保健師、助産師等）と知り合えるきっかけづくりにもなることから、地域の中で生活していくことの安心感が持てる意味でも非常に期待される。

第1-3-13図 孤立感を解消するには



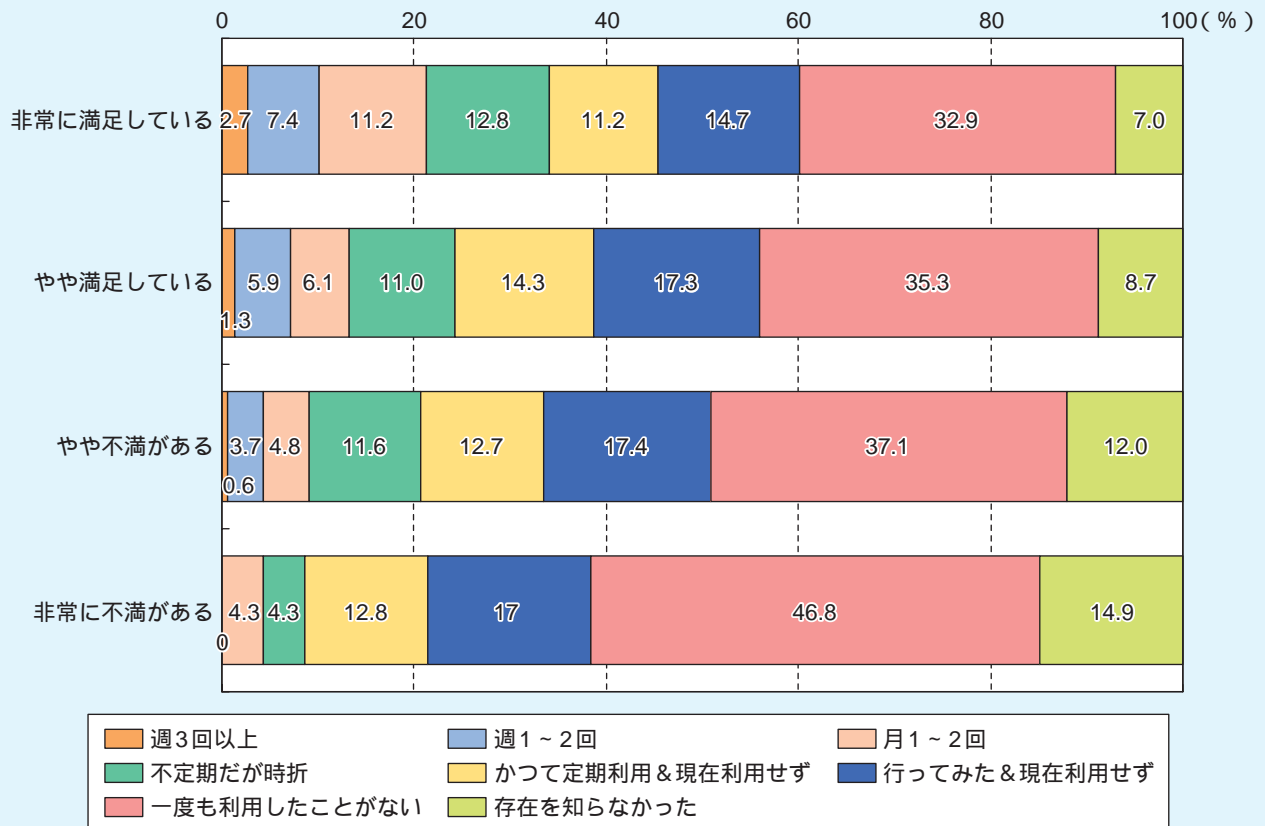
資料:(財)子ども未来財団「平成18年度子育てに関する意識調査」

第1-3-14図 母親・父親別 つどいの広場や子育てサロンの利用状況



資料:(財)子ども未来財団「平成18年度子育てに関する意識調査」

第1-3-15図 母親・自分の子育てへの満足度別 つどいの広場や子育てサロンの利用状況



資料：(財)こども未来財団「平成18年度子育てに関する意識調査」

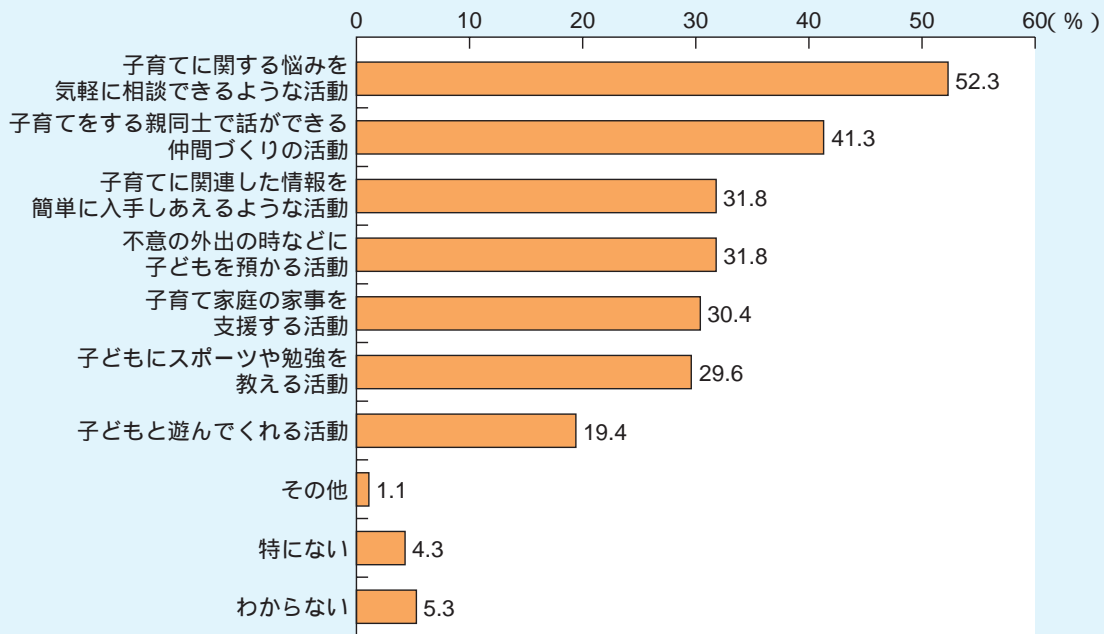
(地域における子育て支援の取組)

平成19年版国民生活白書(内閣府)によれば、ここ数年、子どもを通じた交流が少なくなっている中で、子どもを持つ親同士が交流できる「場」をつくる、NPO等の子育て当事者による地域における子育て支援活動が、全国的に急速な広がりをみせている。在宅で子育てをしている親にとっては地域の子どもの交流や親の情報交換、リフレッシュになり、働く親にとっては地域の中で友人や仲間を見つけるきっかけづくりになっていることが紹介されている。

こうしたNPO等の活動は、地域で子育ての支援を求めている人と支援できる人をつなぎ、地域のコミュニケーション再生の機能を果たしている。

子育て支援のために望まれている地域活動としては、子育ての悩みを相談したり、親同士で会話したりできる仲間づくりがあげられている。子育ての伝承や子育て風景をみたり体感したりする機会が減っている現在においては、こうした期待に地域が応え、地域のつながりを深めることが重要である。

第1-3-16図 子育て支援のために望まれる地域活動



備考：1．内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」(2004年)により作成。
 2．「あなたは、子育てにおいて、地域社会における住民同士の助け合いとして、どのような活動があればいいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。」という問に対して、回答した人の割合。
 3．回答者は、全国の20歳以上の者2,108人。
 出典：内閣府「平成19年版国民生活白書」

(企業活動と子育て支援活動との連携、協働)

社会全体で子育てしやすい地域づくりを進めていく上では、働く者が子育てしやすい環境整備や、地域の子育て家庭が利用しやすい商品・サービスの提供、子育て世帯への優遇措置の適用など、企業活動の中に子育て支援の要素を織り込んでいくことが求められる。

一部の地方公共団体では、これらの取組を進める企業に対して、「子育て応援の店」の登録制度を設けたり、入札資格における配慮等が行われているが、このように、地域づくりの中で企業による子育て支援をバックアップする取組を普及していくことが必要である。

あわせて、こうした取組が地域で進められていることが、子育て家庭に情報として伝わるのが重要であり、一部地方公共団体で取り組まれているように、子育て当事者の参画の下で、「子育て支援サイト」や「子育てマップ」の作

成などの方法で、子育て家庭に伝わりやすい形で情報発信することも有効である。

3 多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス

(1) 多様な働き方に対応できる柔軟なサービス提供

(女性の労働力率の動向)

現在25歳～39歳層の有配偶の女性の労働力率は50%程度にとどまっているが、その背景には、前節でみたとおり、妊娠・出産を機に女性の約7割が離職していることがある。しかしながら、今後、子どもが欲しいと考えている女性について就業形態の希望をみた調査では、約6割の女性が出産後も継続就業を希望している。また、世帯主の配偶者である女性の潜在労働力率も70%程度となっており、若い世代では緩やかながらも上昇傾向にある。この年齢層

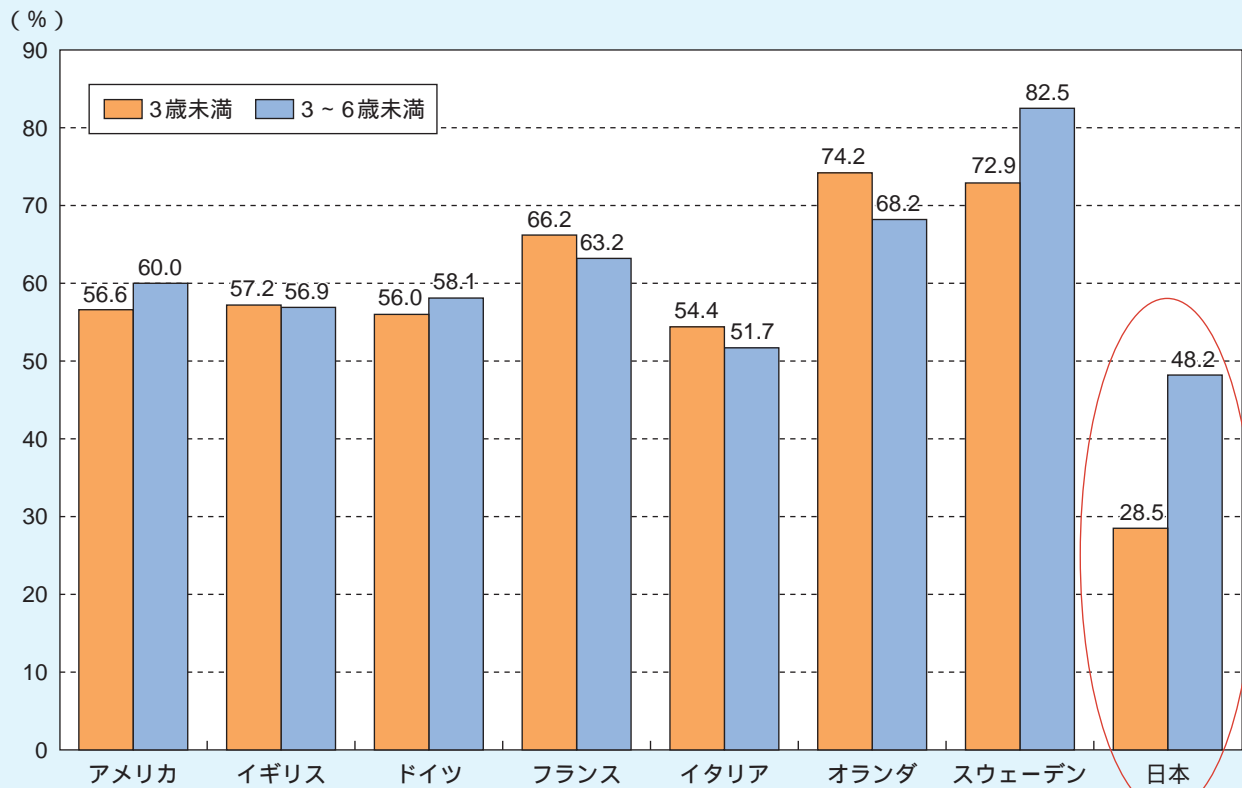
の有配偶の女性の労働力率がこのような就業希望に沿う形で70%～80%程度まで上昇すれば、国民の希望に基づいて生涯未婚率が10%程度となることを想定して試算しても、この年齢層の女性全体の労働力率は80%程度となる。

このためには、女性の未婚者と有配偶者の労働力率の大きな差をもたらしている仕事と子育ての両立が困難な現在の構造、すなわち、就業したいという希望と子どもを生み育てたいという希望の二者択一を迫られる構造を、女性が安

心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けるという選択ができるシステムへと変革していくことが不可欠である。

なお、外国の例をみても、現に労働力率も出生率も高い国があり、また、いったん低下した出生率が各種施策によって上昇に転じている国もあることを考えれば、これは決して不可能なことではないと考えられる。

第1-3-17図 6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



資料：OECD：Society at a Glance 2005

(子育てをしながら就業を継続できる見通しの有無及び仕事と家庭生活の調和の確保の度合い)

人口構造の変化に関する特別部会の議論の整理によれば、これまでの調査結果・研究結果から、第1子以降の出産については、子育てしながら就業を継続できる見通しの有無及び仕事と家庭生活の調和の確保の度合いが影響を及ぼすと示唆される。また、別の調査で、育児休業制度・勤務時間短縮等の措置、家庭内での家事・育児分担、保育所の利用は、それぞれが単独で実施されても効果は少なく相互に組み合わせられることで就業継続を高めるという結果となっており、就業継続の見通しには、単に企業の取組だけでなく、保育サービス等の地域の実情に応じた取組、育児・家事分担等の家庭内での取組

も影響することに留意が必要である(第3章第1節 第1-3-4図 参照)。

(諸外国の取組状況)

出産・子育てと就労に関して、多様な選択が可能となれば、出産の前後を通じて就労を継続する女性の割合は、今後高まっていくことが予想される。有配偶の女性の労働力率が8割程度となっているフランスやスウェーデンでは、認可された保育サービスを利用する3歳未満児の割合が4割以上となっているのに対し、我が国では、この割合が2割程度となっており、就業継続を希望する者が、認可された保育サービスが得られないことによりそれを断念している状況がみられる。

第1-3-18表 子育て世代の女性の労働力率と認可外保育サービス利用割合(3歳未満児)

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率(2005)				
25~29歳	74.9%	78.4%	83.2%	73.5%
30~34歳	63.4%	78.9%	84.6%	74.4%
35~39歳	63.7%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25~29歳	48.5%	72.4%	78.8%	58.7%
30~34歳	48.2%	74.6%	83.1%	64.8%
35~39歳	54.6%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20%(2006) (0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%)	42%(2004) (集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%) このほか、2歳児の26%が幼稚園の早期入学を利用	44%(2004) (0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%) 就学前保育施設 40% 保育ママ 4%	14%(2006) (旧西独 8% 旧東独 39%) 保育所 12% 保育ママ 2%

資料：労働力率 総務省統計局：国勢調査(日本) Eurostat：The European Union Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ)

保育サービス利用割合 厚生労働省：福祉行政報告例(日本) Drees：L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden：Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt：Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung"(ドイツ)

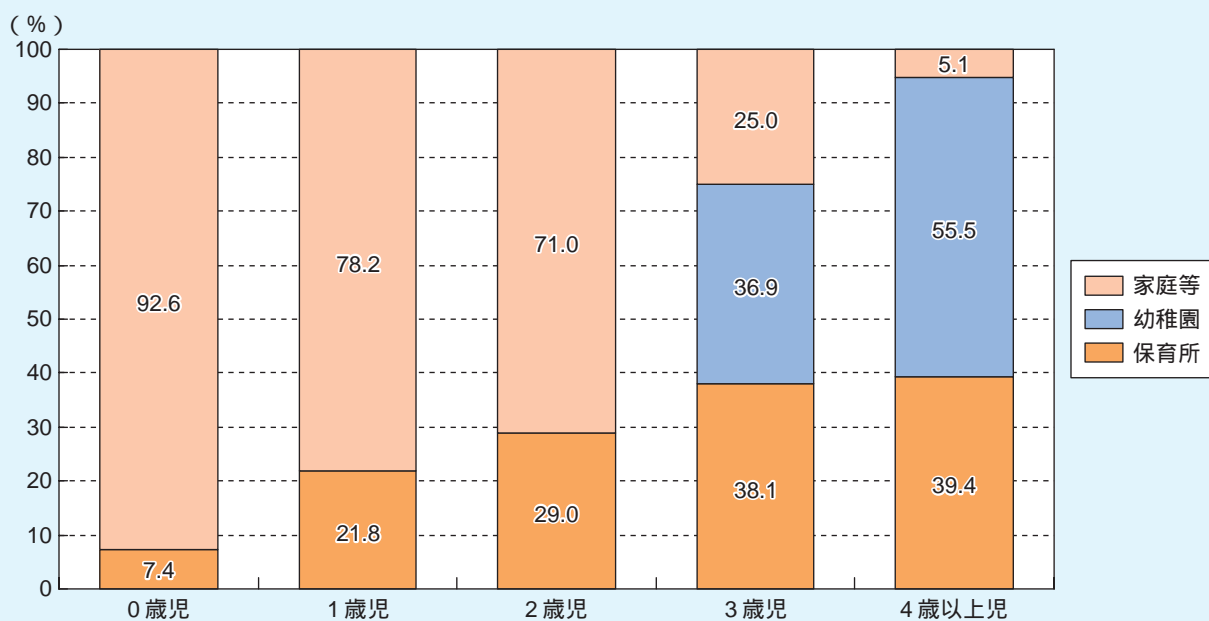
注：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 第3回「地域・家族の再生分科会」資料等により作成。

（就学前の子どもが育つ場所）

就学前の子どもが育つ場所をみると、第1 - 3 - 19図のように、3歳以上児の大部分が保育所又は幼稚園に入所しているが、3歳未満児（0～2歳児）で保育所に入所している割合は2割程度で、ほとんどは在宅で育児が行われている。

今後、女性の就業継続の希望を実現するため、保育所等のサービス基盤整備を一層進めていかなければならないが、その際、多様な働き方に対応した弾力的なサービスを提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現していく中で、男女を通じた家庭における子育てへの支援についても、社会全体で支えていく仕組みを構築していくことが求められている。

第1 - 3 - 19図 就学前児童が育つ場所



資料：厚生労働省作成

注：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 第3回「地域・家族の再生分科会」資料

（質・量両面での保育サービスの基盤整備（特に3歳未満児））

我が国では、待機児童の解消に向け、保育所の整備が着実に進められ、2004（平成16）～2007（平成19）年の4年連続で待機児童は減少しているものの、依然として約1.8万人の待機児童が存在する。待機児童の問題がなかなか解消しない理由として、用地確保が困難（特に待機児童が多い都市部）、低年齢児（0～2歳児）の受け入れ定員の不足などの事情が指摘されている。保育所待機児童の問題は大都市圏に顕著にみられる課題であること等、地域ごとに特有の課題があり、それに応じた対応が求められることにも留意が必要である。

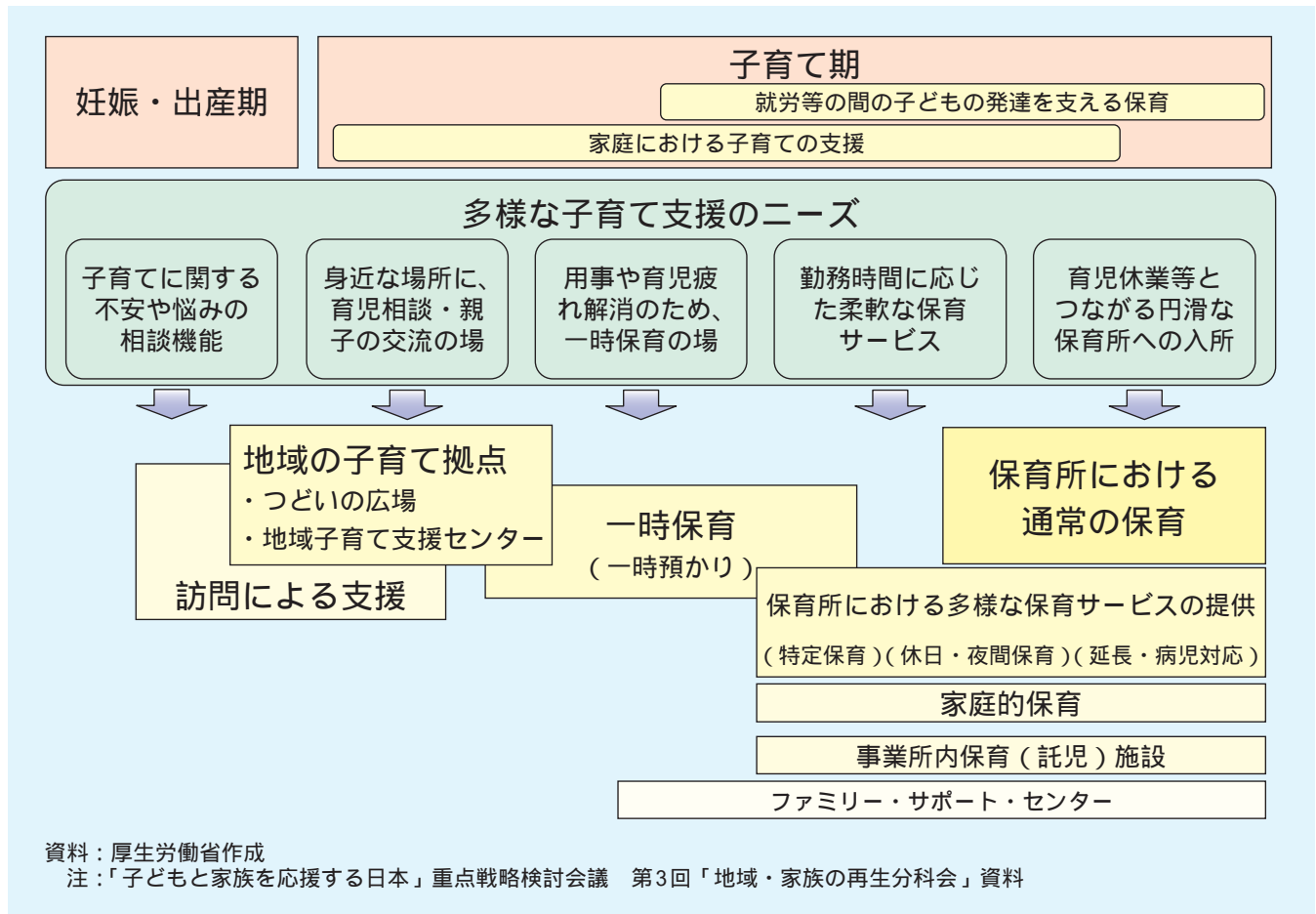
また、保育所の開所時間が勤務時間に合っていないなどの問題や、待機児童の多い地域では保育所の年度途中の入所が難しいため、育児休業を途中で切り上げざるを得ないといった問題

がある。

多様な保育サービスの提供については、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応などのニーズが高まっているにもかかわらず、十分対応できていない状況にある。

このような状況に的確に対応していくためには、保育所による保育サービスの拡充だけでなく、家庭的保育（保育ママ）の充実や、そのために安心して子どもを預けられる仕組みの検討、事業所内保育施設の地域での活用もあわせて進めていくことが必要である。

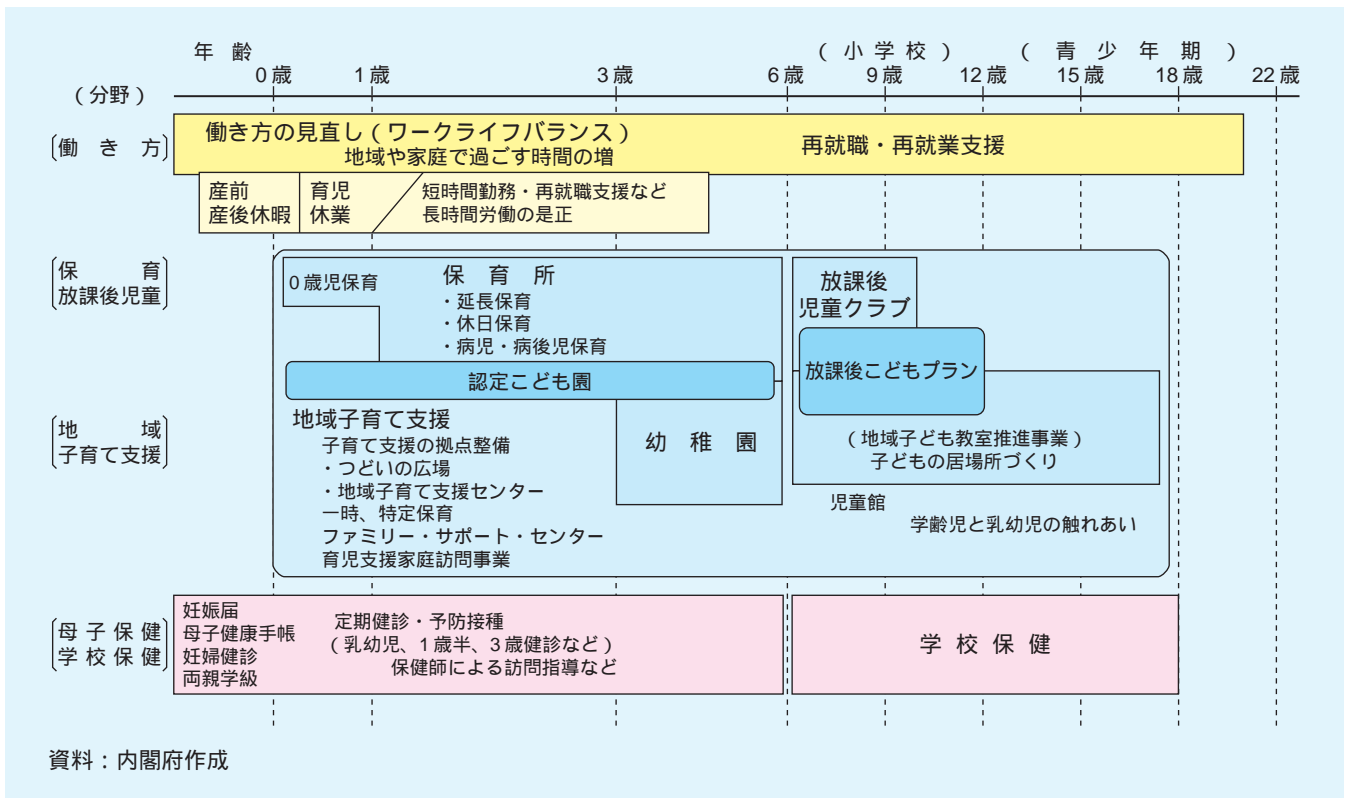
第1 - 3 - 20図 多様な子育て支援サービス



（3歳以上児の親の就労形態の変化への柔軟な対応）

3歳以上児については、保育所・幼稚園を合わせれば、量的な整備は進んでいる。今後は、就学前の子どもに対する教育・保育のニーズに総合的に対応できる拠点として、2006年10月に創設された「認定子ども園」制度の普及促進を図っていくことで、一人ひとりの親のライフステージに応じた就労形態の変化に柔軟に対応していくことも必要である。

第1-3-21図 子どもの年齢からみた子育て支援サービス



（保育の質の確保と幼児教育機能の重視）

保育所については、児童の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進しているところであるが、子どもの育ち（発達）を保障する観点からは、量的な保育サービスの拡充が、保育の質の劣化を招くことのないよう配慮が必要である。また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こうした幼児教育重視の流れの中で、保育所・幼稚園・認定こども園における教育機能の充実を図っていくとともに、小学校との連携を促進することが求められている。

（子どもが放課後も安心して過ごせる居場所づくり）

小学校に入学した児童の放課後対策の普及状況を見ると、地域差が大きく、放課後児童クラブ、2006年度まで実施された地域子ども教室のいずれも行われていない空白市町村が、いまだ存在している。また、放課後児童クラブは、主に小学校1～3年生を対象として進められてきたが、高学年期における安全な児童の居場所の確保や、多様な就労時間に対応した開所時間の設定も課題となっている。

さらに、本年度（19年度）より、放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子ども教室（平成18年度までは地域子ども教室）文部科学省）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の取組が進められているが、これを展開していく上で、子ども同士の交流や、退職者・高齢者などを活用した地域とのつながりを大切にする取組も求められている。

こうした実状を踏まえ、全小学校区への「放課後子どもプラン」の普及を図ることにより、幼児期から、高学年期まで円滑に、安全で健やかな活動場所を確保し、多様なニーズに対応した柔軟なサービスを提供していくことが必要である。

4 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化

（家庭的養護の拡充等の社会的養護の質の向上に向けた取組）

児童虐待の増加等に伴う子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、社会的養護の質の向上に向けた見直しが求められている。

このため、社会的養護を必要とする子どもたちを、家庭的な環境で養育していくため、里親委託、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進するとともに、子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系の在り方や、治療的ケアを含めた施設機能の強化、家庭支援を含め地域全体で子どもを支えるための関係機関間の調整と役割分担による対応など地域ネットワークの確立について、検討していくことが必要である。

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に行き当たることが多い。これらの実状を踏まえ、就労や進学への支援や施設退所後の支援など年長児の自立支援のための取組の拡充を図っていくことが求められる。

さらに、支援の質の向上を図るため、社会的養護を担う人材とその専門性を確保するための仕組みを検討していくことが必要である。

（子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた対策）

施設内虐待が相次いでいるが、本来子どもの権利を守るべき施設において、権利の侵害が起こることは許されるものではない。この防止等を行うため、再発防止に有効な仕組みの導入や、第三者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する必要がある。

（社会的養護体制の拡充方策）

社会的養護を必要とする子どもの数の増加や子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、都道府県等において整備目標を含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みを検討する必要がある。

5 安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の確保

すべての地域において、子どもを安心して生み育てられるよう、必要な産科・小児科の医療体制を確保するため、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築等の対策が進められているところであり、引き続き、実効性ある対策を推進していくことが必要である。

特に、最近、救急医療の現場において、妊婦を受け入れる病院が見つからず、搬送中に死産したという事件が生じた。こうした事件が繰り返されることのないよう、早急に妊産婦救急医療現場の実態把握を行うとともに、再発の防止に努め、全国どこに住んでいても、安心して、安全に出産ができるよう、その体制に万全を期する必要がある。

6 目指すべき子育て支援サービスの実現に向けた制度的な枠組みの在り方について

（施策間の整合性・連携の欠如、政策の一元性・サービスの一貫性の欠如）

育児休業制度の利用は増加しているが、妊娠・出産に伴い離職する割合は約7割と依然高く、仕事と家庭との両立支援策が出産前後の就業継続の増加に必ずしもつながっていない。少子化社会対策が一定の効果を持つためには、経済的支援と保育サービス等の地域の子育て支援サービスの充実、育児休業や短時間勤務制度など育児期の多様な働き方の選択肢の拡大といった仕事と家庭との両立支援策の双方をバランスよく組み合わせて取り組んでいくことが必要で

ある。

同時に、この両方の施策が切れ目なく利用できる仕組みも必要である。産休・育休から保育サービスへの切れ目のない移行や、両者の整合性の確保など、経済的支援や各種サービスが一体的に提供される利用者本位の仕組みにすることが重要である。

近年出生率が回復しているフランス、スウェーデンでの継続就業環境整備と保育環境整備をみると、フランスでの3歳未満児の託児所の利用率は1割強と日本の2割と比べれば低いが、認定保育ママを利用している者が約3割となっており、これらを含めれば、認可保育サービスを利用する者の割合は4割以上となっている。保育ママを利用した場合は託児所に預けた場合に比した場合の差額が補填され、また、自宅保育の場合にも一定額の補助がなされている。そのほか、3歳未満（第1子は6か月）の子どもを養育している場合には休業中の所得保障などの乳幼児迎え入れ手当（第1-3-22図参照）がある。

スウェーデンでは、両親合わせて480日間の両親手当が親保険（財源は事業主からの拠出金（賃金の2.2%））から支給されており、1歳ぐらいいまでは育児休業を取得するケースが多い。そして、その後は、社会サービス法で基礎自治体に申請後3～4か月以内に保育の場の保障が義務づけられていることもあり、ほとんどの子どもが就学前保育を利用している。

第1-3-22図 育児休業と保育のつながり（フランス、スウェーデン）

フランス

乳幼児迎入れ手当（2004年から支給）

- ・3歳未満（第1子は6か月）の子どもを養育するため休業（部分休業含む）している場合には賃金補助が支給
- ・保育ママを雇用して子どもを預けて職業活動に従事する場合には保育費用補助が支給

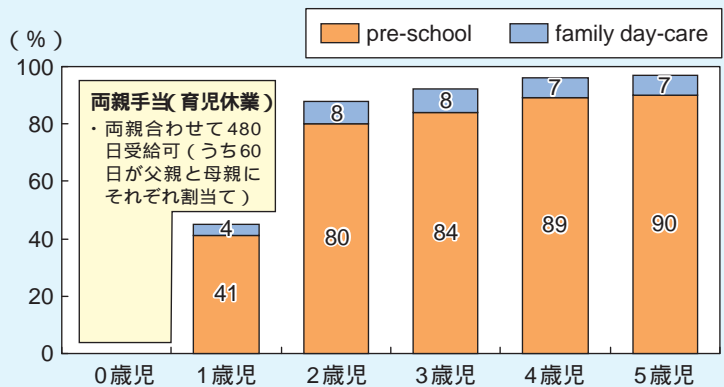
賃金補助（休業中の所得保障） 《第1子は6か月、 第2子以降は3歳まで支給》	保育費用補助（保育ママ雇用助成） 《6歳未満の子どもを預けて一定の 職業活動に従事している場合に支給》
完全休業 359.67ユーロ（約5.4万円）	保育ママを団体・企業から雇用する場合 （子1人当たり） 3歳未満 428.28ユーロ（6.4万円）～ 642.40ユーロ（9.6万円）
50%未満の就業 232.52ユーロ（約3.5万円）	3～6歳 214.15ユーロ（3.2万円）～ 321.20ユーロ（4.8万円）
50 - 80%の就業 134.13ユーロ（約2.0万円）	所得額と子ども数により支給額が3段階に分かれる 自宅保育の場合は子ども数にかかわらず一定額（額は異なる） 部分休業・就業の場合は賃金補助と併給可能
第3子以降で休業を1年に短縮 587.90ユーロ（約8.8万円）	
基礎手当（3歳まで支給）171.061ユーロ（約2.5万円） 所得制限あり（約9割の家庭に給付）	

全国家族手当金庫から支給（財源は、約6割が社会保障拠出金（賃金の5.4%を事業主が負担）、約2割が一般社会拠出金（ほとんどすべての所得に課される社会保障目的税。家族手当分は税率1.1%）、残りが一般会計からの負担など）

スウェーデン

親保険による両親手当の支給とコミュニケーションによる保育サービスの提供

- ・両親合わせて480日間、休業前給与の80%の両親手当（最後の90日間については最低保障額）が支給
- ・その後はほとんどの子どもが就学前保育（pre-school 又は family day-care）を利用（社会サービス法で、コミュニケーションには、申請後3～4か月以内に保育の場の保障が義務付け）補助が支給



資料：Statistics Sweden : Statistical Yearbook of Sweden 2006

両親手当は親保険から支給（財源は事業主からの拠出金（賃金の2.2%）、保育サービスについては、コミュニケーションに実施責任があり、公費により提供。（一部を親が利用料負担）

資料：厚生労働省作成

注：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 第3回「地域・家族の再生分科会」資料

（包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築）

ワーク・ライフ・バランスの実現を支える子育て支援サービスの基盤整備については、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、地域全体で支え、当事者でもある親も責任を持ってそれに主体的に参画していくという基本的な理念に立って進められなければならない。

このため、様々な働き方、ライフスタイルの選択に対応した子育て支援サービスの実現を目指し、3歳未満児に対する家庭的保育（保育ママ）の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充、子育て家庭がその生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等利用者本位の切れ目のない支援を提供できるよう、子育て中の利用者の適

正・確実な負担を含めて国民全体で支え合う包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図る必要がある。

さらに、すべての子ども、すべての家族を応援する観点に立って、児童虐待や障害、母子家庭など困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化を図る必要がある。

（地域の実情に応じた施策展開）

多様な働き方を支える子育て支援サービス基盤の整備については、地方公共団体、とりわけ住民にもっとも身近な基礎自治体が、個々人の生活圏域において、子育ての当事者や地域住民の参画のもとで、それぞれの地域の実情を踏まえて施策展開していくことが求められている。

このため、基礎自治体において、このような施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、財源の確保を含めた制度的な枠組みについて検討していく必要がある。

また、このような基礎自治体を支援するため、各自治体で行われている先進的な地域における子育て支援の取組事例を集め、情報提供をしていくことも必要である。

7 社会全体の意識改革

総合的な少子化対策を進める上で、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さが理解されることが重要である。また、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支える社会であつてこそ、各種支援施策が効果を発揮する。

2006（平成18）年6月に決定された「新しい少子化対策について」では、こうした観点から社会全体の意識改革を促す国民運動「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を掲げている。なお、2007（平成19）年6月にまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討

会議の中間報告においても、様々なライフスタイルの選択を受け止めた上で、孤立化しがちな子育ての大変さを理解し、また、社会全体での子育ての大切さを認識し、さらに、家族の中での子育てを進め家族内のきずなをより深め、家族を支える地域の取組を進めることにより、自然に子育ての楽しさや大切さが受け継がれる国民運動の展開の必要性が明記されたところであり、これらを踏まえ2007年度から、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」⁶が展開されている。

上記国民運動の内容としては、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」とすることとし、地方公共団体や民間の関係団体、有識者等と政府が連携・協力し、家族・地域のきずなの重要性を呼びかけるための行事の開催や広報・啓発の取組を行うこととしている。

6 URL : <http://www8.cao.jp/shoushi/kizuna/index.html>